



新型コロナウイルス 追加接種（3回目）のお知らせ

問 碧南市ワクチン接種コールセンター ☎48-8011

以下の方法でワクチン接種の予約ができます。3回目の接種は、原則2回目に新型コロナウイルス接種を受けた医療機関で相談してください。接種券（＝クーポン券）（以下「接種券」）を紛失した人は、碧南市ワクチン接種コールセンターまで連絡してください。

接種券発送スケジュール

発送予定日	対象者
2月 1日(火)	2021年7月31日までに2回目接種を行った人
2月15日(火)	2021年8月15日までに2回目接種を行った人



個別医療機関一覧（市内医療機関31か所）

以下の医療機関で接種が可能です。予約方法は医療機関により異なります（50音順／1月18日現在）。

医療機関名	住所	問い合わせ	医療機関名	住所	問い合わせ
いくた整形外科	中山町3-31	☎48-5655	板倉医院	浅間町1-89	☎41-0900
エンゼルこどもクリニック	沢渡町29	☎45-2525	岡村産科婦人科	沢渡町29	☎41-2726
奥田医院	若宮町4-4	☎41-1025	長田医院	源氏町4-36	☎42-1200
加藤病院	松本町158	☎41-6211	上平医院	野田町52	☎41-4555
小林記念病院	新川町3-88	☎41-0004	小林クリニック	立山町1-10	☎43-0388
小町こどもクリニック	三宅町1-80	☎46-5885	さかべ医院	志貴町2-86	☎41-1923
作塚杉浦クリニック	作塚町3-10	☎42-5327	しんかわ耳鼻咽喉科クリニック	久沓町4-64-1	☎42-8733
新川中央病院	松江町6-83	☎48-0009	杉浦医院	音羽町2-6	☎41-0019
杉浦こどもクリニック	塩浜町2-22	☎46-3300	SDC鈴木糖尿病内科	東山町3-72	☎42-5800
永井小児クリニック	栄町2-69	☎41-0202	にしばたクリニック	札木町2-74	☎42-2000
原田医院	湖西町1-50	☎46-3655	耳鼻咽喉科ふじうらクリニック	二本木町2-50	☎43-4567
碧南市民病院	平和町3-6	☎48-5050	碧南整形外科	緑町2-70	☎43-5800
碧南クリニック	植出町1-28	☎48-5155	へきなん中央クリニック	栄町1-21	☎42-8125
堀尾医院	新川町5-108	☎48-0633	みどりの森クリニック	向陽町1-41	☎43-3773
もぎ内科クリニック	中山町1-25	☎46-6660	山中従天医館	東浦町2-85	☎41-0707
わしづかクリニック	旭町4-32-1	☎45-2535			

市民病院での集団接種

追加接種（3回目）のみの受付です。初回接種（1回目・2回目）の人は接種できません。当面は土曜日のみ開催予定ですが、予約状況により随時開設しますので、市ホームページで確認してください。

接種開始日 2月19日(土) 14時～

予約開始日 2月7日(月) 9時～

予約方法 ①ワクチン接種WEB予約（24時間）

市ホームページより予約できます。

②碧南市ワクチン接種コールセンター（平日9時～17時）

☎48-8011



安城更生病院 新型コロナワクチン大規模接種会場の開設

予約方法は、県のLINE予約システムと県のコールセンターでの電話受付です。詳細は県ホームページで確認してください。

時 2月5日(出)～7月31日(回)までの土日 (9時～17時)

接種規模 1日最大500人

ワクチンの種類 モデルナ社製

接種券が届いた人から予約が取れます

追加接種 (3回目) は予診票の右上が接種券です。接種券番号は「券番号」と表示されています。切り離さず持参してください。

新型コロナワクチン接種の予診票 (追加接種用)		この部分が接種券です	
※太枠内にご記入またはチェック☑を入れてください。			
住民票に記載されている住所	都道府県	市区町村	券種 2 (予診のみ) 3 回目
フリガナ	氏名	電話番号	請求先 ○○県○市 123456
生年月日 (西暦)	日生 (満 歳)	性別	券番号 1234567890
質問事項		回答欄	医師記入欄
新型コロナワクチンの接種を受けたことがありますか。		追加接種 (3回目) の予診票は接種実績が記入されています。	
接種日(1回目: 2021年6月1日、2回目: 2021年6月22日)			
接種を受けたワクチン(1回目: ファイザー 2回目: ファイザー)			
現時点で住民票のある市町村と、接種券又は右上の請求先に記載されている市町村は同じですか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			

予診票の左側は接種済証です。接種会場へは切り離さず、そのまま持参してください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

問 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター ☎ 95-5131

新型コロナの影響が長期化する中、様々な困難に直面した人が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して給付金を支給します。

対 基準日 (2021年12月10日) に住民基本台帳に記録されており、以下の①又は②に該当する世帯の世帯主

①令和3年度分の住民税非課税世帯

同一の世帯に属する者全員が、令和3年度分の住民税均等割が課されていない世帯又は市町村の条例で定めるところにより当該住民税均等割を免除されている世帯

②2021年1月以降の家計急変世帯

①以外の世帯のうち、新型コロナの影響を受けて2021年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯 (同一の世帯に属する者のうち令和3年度分の住民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額が、住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯)。

支給額 1世帯あたり10万円

申請方法 ①2月10日(休)以降、対象世帯の世帯主に支給確認書を郵送します。支給確認書に必要事項を記入し、3か月以内に提出してください。②2月10日(休)から9月30日(金)に直接福祉課

注意事項

- 市町村民税 (均等割) が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、対象ではありません。
- ①と②の両方は受給できません